

この給与欄は記入しないこと

採用承認		人事
学 校 名	職 名	
所属コ		給 与
級		
次期昇給起算日		次期昇給年月日
年 月 日	年 月 日	

記入不要

履 歴 書

現住所	〒 577-8521 東大阪市荒本北1-1-1	氏名 (本名) ふりがな ひがしおおさか たろう (男) 女 東大阪 太郎 昭和・平成 ○年 ○月 ○日生 (歳)			
		年齢は空白			
電話	自宅 (06)-(○○○○)-(○○○○) 携帯 (090)-(○○○○)-(○○○○)	改名年月日 年 月 日			
学歴 (中学校卒業後より記入)	期 間	入・卒修・退	実在学年数	学校名 (学部、課程・学科名も記入)	標準修学年数
	S○○年 4月 1日	入	3	○○県立○○高等学校	3
	S○○年 3月 31日	卒			
	H○○年 4月 1日	入	4	○○大学○○学部○○学科	4
	H○○年 3月 31日	卒			
	H○○年 4月 1日	入	1	○○大学○○学部学科 科目履修生	1
	H○○年 3月 31日	修			
H○○年 4月 1日	入		○○大学○○学部 (通信教育課程)	1	
年 月 日	在学中				

全て和暦で記入して下さい。

夜間・通信・科目履修等の歴がある場合は②に✓をいれる。

通信教育や科目履修生で在学していた期間も記入。まだ修了していない場合は、「在学中」と記入。

※いずれかに☑して

① 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業 (修了) 等の履歴はありません。

② 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業 (修了) 等の履歴があります。

【注意事項】大学等の「夜間学部」「通信教育」「科目履修生」は、必ず学部・学科・課程等の後に、「(夜間)」、「(通信)」、「(科目履修生)」と記入すること。(各種専修学校等も同じ。)
また、上記期間中の職歴等は、2枚目【職務経歴事項等記入上の注意事項】を参照の上、記載すること。

免許状	授与年月日	免許状の種類	教科	授与権者
	S○○年 ○月 ○日	小学校1種		○○県教育委員会
	S○○年 ○月 ○日	小学校2種		△△府教育委員会
	S○○年 ○月 ○日	中学校1種	数学	○○県教育委員会
	S○○年 ○月 ○日	高等学校1種	数学	○○県教育委員会
H○○年 ○月 ○日	特別支援2種	知・肢・病	○○県教育委員会	

賞罰	□有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	年 月 日	賞罰歴の内容等

※罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分
どちらかにチェックし、「有」の場合は、判決確定年月日等又は効
懲戒免職（生徒に対するわいせつ行為）を記入してください。

記載内容をお読みの上、
該当しなければ「無」
に✓をして下さい。

本書類に記入した事項は事実に相違なく、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消され得ることについて了承します。

また、私は地方公務員法第16条及び学校教育法第9条並びに平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）に該当していません。

令和5年〇〇月〇〇日

氏 名 東大阪 太郎

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）
（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

記入日および氏名を**自筆**
で記入してください。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間
- にある者も含まれるため、記入に当たって留意してください。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

職員番号	〇〇〇〇〇〇	名前	東大阪 太郎
------	--------	----	--------

【職務経歴事項等記入上の注意事項】

- 一日も空白期間が出ないように記入すること。
- 職歴がない場合は、「在家庭」と記入すること。
- 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」在籍中
- 教員免許の要否欄は、記載した職歴に就く条件につ
- 社会保険加入の有無欄は、「有・無」のどちらかを
- ※記入漏れや誤りがあった場合、給料決定に影響

大阪府下の公立学校で教職員の経験がある場合のみ、職員番号(6桁)を記入。

自:年月日	勤務先等名称	教員免許の要否	社会保険加入の有無	給料	発令庁
至:年月日	職種・職名等	雇用形態			
S 60 . 4 . 1	在家庭 (〇〇予備校)				
S 61 . 3 . 31					

浪人期間等がある場合は、その期間の職歴も併せて記入。

大学在学中の職歴は記入不要。
※ただし、退学・夜間・通信の場合は職歴の記入が必要

H 4 . 4 . 1	在家庭				
H 5 . 3 . 31					

大学卒業後、職歴に空白がある場合は「在家庭」と記入。

H 5 . 4 . 1	株式会社〇〇〇		社:有・無		
H 6 . 11 . 1	事務 アルバイト	要:否	雇:有・無		

H 6 . 11 . 2	在家庭				
H 7 . 3 . 31					

職歴の間に1日でも空白がある場合は「在家庭」と記入。

H 7 . 4 . 1	〇〇商会株式会社	要:否			
H 11 . 3 . 31	営業 正社員				

雇用形態は必ず記入して下さい。
(例) 正社員、契約社員、アルバイト、パート、会計年度任用職員、有償ボランティア等

H 11 . 4 . 1	大阪市立〇〇小学校				
H 12 . 3 . 31	講師 臨時的任用				
H 12 . 4 . 1	在家庭				
H 12 . 4 . 14			雇:有・無		

H 13 . 4 . 15	東大阪市立〇〇小学校	要:否	社:有・無		大阪府教委
H 14 . 3 . 31	非常勤講師		雇:有・無		

H 14 . 4 . 1	私立〇〇学園	要:否	社:有・無		
R 4 . 3 . 31	教諭 正規職員		雇:有・無		

同じ学校でも、職名が変わる度に、行を分けて記入。

R 4 . 4 . 1	東大阪市立■■■小学校				
R 4 . 9 . 30	産休臨時講師 臨時的任用				

R 4 . 10 . 1	東大阪市立■■■小学校		社:有・無		大阪府教委
R 5 . 3 . 31	育児休業任期付講師 任期付				

4月8日から任用開始する場合の例です。任用開始日の前日まで記入が必要です。任用開始日が未定の場合は空欄で構いません。

R 5 . 4 . 1	在家庭				
R 5 . 4 . 7					

※行を開けずに記入して下さい。※全て和暦で記入して下さい。
※職歴が多い場合は、シートを増やして、2枚目以降に記入して下さい。